

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年11月4日（平成28年（行情）諮問第669号）

答申日：平成29年3月22日（平成28年度（行情）答申第811号）

事件名：「新指針 想定問答集」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『日米防衛協力のための指針』（1997年9月23日）の対外想定問答集の類いに該当するもの全て＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の3文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 新たな「指針」に係る主要論点に関する想定問答 9. 9. 3
0

文書2 新たな「指針」に係る主要論点に関する追加想定問答 9. 1
0. 3

文書3 新指針 想定問答集

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月4日付け防官文第14140号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び電磁的記録の特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『日米防衛協力のための指針』（1997年9月2

3日)の対外想定問答集の類いに該当するもの全て*電磁的記録が存在する場合,その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり,これに該当する行政文書として3文書を特定し,平成27年10月15日付け防官文第16352号より,法9条1項の規定に基づき,開示決定を行った。

審査請求人は,防官文第16352号に対し,同年11月21日付け(同月24日付けで受理)をもって「他にも文書が存在するはずである。」との異議申立てを提起し,審理した結果,行政不服審査法47条3項の規定に基づき,防官文第16352号を変更し,改めて本件開示請求に該当する行政文書として本件対象文書を特定し,平成28年8月4日付け防官文第14140号により法5条5号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

本件対象文書の各文書の表題及び日付以外の部分については,外務・防衛当局間での検討・協議過程が記載されており,これを公にすることにより,国の機関の内部又は相互間における検討・協議における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに,未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより,国民の誤解や憶測を招き,不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから法5条5号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は,「記録された内容を精査し,支障が生じない部分については開示すべきである。」として,原処分の取消しを求めるが,本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果,上記2のとおりその一部が同条5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり,その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は,「『行政文書』とは,『開示請求時点において,当該行政機関が保有しているもの』」であるとして,本件対象文書に電磁的記録が存在すれば,それについても特定するよう求めるが,本件対象文書については紙媒体しか保有しておらず,電磁的記録は保有していない。
- (3) 以上のことから,審査請求人の主張にはいずれも理由がなく,原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

- ① 平成28年11月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月14日 審議
- ④ 平成29年1月27日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書3である。

審査請求人は、原処分取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、内部部局が保有している紙媒体の文書であり、防衛省において、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

イ 本件対象文書については、その原稿を内部部局の担当者が電磁的記録として作成しているが、本件対象文書が完成した後、紙媒体のみを保存しており、本件対象文書の原稿である電磁的記録については廃棄した。

ウ 原処分に当たり、内部部局において、書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

エ 本件審査請求を受け、内部部局において、再度、上記ウと同様の探索を行ったが、電磁的記録の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書については、手書きの部分があることから、紙媒体の文書と認められ、本件対象文書については電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、指針に係る様々な論点について政府部内で協議・検討した内容等が想定問答の形式でまとめられ、記載されている。

当該文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該文書は指針に係る様々な論点について暫定的な考え方を整理したものであり、関係省庁等との調整が未了のものであり、その後の整理とは異なる記述も含まれているとのことであった。

当該文書は、これを公にすることにより、指針が既に改訂された原処分時点においても、関係省庁間において検討していた担当部局における未成

熟な検討内容が明らかとなり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由闊達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久